



金 沢 市 公 報

号外第2号

令和6年(2024年)1月24日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次

●規 則

- 金沢市簡易水道補助金交付規則の一部を改正する規則 (健康政策課) 1

ページ

●告 示

- 金沢市がけ地防災工事費等補助金交付要綱の一部改正について (道路建設課) 1

規 則

金沢市簡易水道補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月24日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第1号

金沢市簡易水道補助金交付規則の一部を改正する規則

金沢市簡易水道補助金交付規則(平成4年規則第15号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 令和6年能登半島地震による被害への対応を目的として行われる簡易水道の改修に関する第3条の規定の適用については、同条第1項中「額から、30,000円に配水を受けようとする世帯の数を乗じて得た額を控除して得た額」とあるのは「額」と、同項の表中「80パーセント」とあるのは「100パーセント」とし、同条第2項の規定は、適用しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●金沢市告示第23号

金沢市がけ地防災工事費等補助金交付要綱(平成3年告示第62号)の一部を次のように改正する。

令和6年1月24日

金沢市長 村 山 卓

本則の次に次の附則を加える。

附 則

令和6年能登半島地震による被害への対応を目的として行われる防災工事(工事の設計を含む。)、地盤調査及び応急防災工事であって、令和6年1月1日から同年12月31日までの間に市長が当該被害の発生を確認した箇所において行われるものに関するこの告示の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条第1号	3メートル	2メートル
別表防災工事の欄	4分の3	5分の4
	1,000,000円	1,200,000円
	2分の1	3分の2
	6,000,000円	8,000,000円
	750,000円	1,000,000円

別表応急防災工事の欄	4分の3	5分の4
	900,000円	1,000,000円
	2分の1	3分の2
	600,000円	800,000円
別表の備考第1号	防災工事に要する費用の2分の1	防災工事に要する費用の3分の2
	6,000,000円	8,000,000円
別表の備考第2号	2分の1	3分の2
	750,000円	1,000,000円

令和6年(2024年)1月24日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄